

令和7年

衣浦衛生組合第2回定例会会議録

令和7年5月30日

令和7年第2回衣浦衛生組合議会定例会会議録

令和7年第2回衣浦衛生組合議会定例会は、令和7年5月30日（金）午前10時00分衣浦衛生組合会議室に招集された。

1. 議事日程

		管理者の招集あいさつ
第1		議席の指定
第2		会議録署名議員の指名
第3		会期の決定
第4	選 挙	衣浦衛生組合議会議長の選挙
第5	選 挙	衣浦衛生組合議会副議長の選挙
第6	同意第1号	衣浦衛生組合監査委員の選任について
第7	議案第8号	危険物選別コンベヤ等更新工事の請負契約締結について
第8	報告第1号	損害賠償に係る専決処分について

2. 本日の会議に付した事件

(1) 議事日程第1から第8

3. 議員

定数 10名 欠員 なし

出席議員（10名）

1番	山口 春美	2番	大竹 敦子
3番	小林 晃三	4番	藤田 宇哉
5番	高木 洋和	6番	荒川 義孝
7番	神谷 直子	8番	倉田 利奈
9番	野々山 啓	10番	福岡 里香

欠席議員（0名）

4. 説明のため出席した者

管 理 者	小池友妃子	副管理者	深谷 直弘
副管理者	山本 政裕	参 与	吉岡 初浩
事務局長	片山 正樹	庶務課長	高橋 文彦
業務課長	芝田 啓二		

5. 出席した関係市職員

碧南市経済環境部長	杉浦 英樹
碧南市環境課長	中川 知之
高浜市市民部長	岡島 正明

高浜市経済環境
グループリーダー

都築 真哉

6. 出席した事務局職員

庶務課課長補佐 糟谷 勲

業務課課長補佐 安藤 理純

業務課課長補佐 磯貝 光好

庶務課庶務係長 富山 順子

庶務課施設係長 磯村 和徳

7. 会議の経過

(午前10時00分開会)

○事務局長（片山正樹） 定刻となりましたので、開会に先立ち申し上げます。

今議会は議員改選後、最初の議会でございますので、衣浦衛生組合職員及び組合市の担当部課長等の紹介をさせていただきます。

○1番（山口春美） ちょっと待ってください。議員で出ていない方がみえるのですけれども、事前に連絡は受けていたのですか。何もないうまま、始めてしまってはいけません。

○事務局長（片山正樹） 連絡は事前にあります。今は忘れ物を取りに行っているということで、取り次第、戻るといふことの連絡はいただいています。

○1番（山口春美） きちんとそれは言わないと駄目ですよ。

○事務局長（片山正樹） 失礼しました。大竹議員につきましては、忘れ物ということで遅刻の連絡を受けております。その忘れ物取り次第、ここに来られるということですので、若干遅刻するというところでございます。

それでは紹介に移らせていただきます。初めに特別職でございますけれども、管理者は碧南市長、小池友妃子でございます。副管理者は高浜市副市長、深谷直弘でございます。同じく碧南市副市長、山本政裕でございます。参与は高浜市長、吉岡初浩でございます。

事務局につきましては、過日の第2回組合議会協議会で紹介させていただいておりますので、省略をさせていただきます。

次に組合市の担当部課長は碧南市より経済環境部長、杉浦英樹。環境課長、中川知之。高浜市より市民部長、岡島正明。経済環境グループリーダー、都築真哉。以上で、衣浦衛生組合職員等の紹介とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは先ほど申し上げましたとおり、今議会は議員改選後、最初の議会でございますので、地方自治法第107条の規定によりまして、議長の選挙が終わりますまで年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。本日御出席の皆様の中で山口春美議員が年長の議員でございますので、臨時議長の職務を執り行させていただきます。

それでは山口春美議員、よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（山口春美） 議長の選挙が終わるまでの間、臨時議長の職務を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は9名であります。よって、令和7年第2回衣浦衛生組合議会定例会は成立いたしました。

よって、会議を開会します。

これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

これより管理者の招集あいさつを行います。

○管理者（小池友妃子） 議長、管理者。

○臨時議長（山口春美） 管理者。

○管理者（小池友妃子） はい、皆さんこんにちは。先ほどは段取りが分からず、きちんとした御挨拶ができず、大変申し訳ございませんでした。以後、気を付けたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。このたび、当組合議会の議員に選出された議員各位におかれましては、御多忙の中御参加いただき、ここに令和7年第2回衣浦衛生組合議会定例会を開会できますこと、心より厚く御礼申し上げます。

さて、私ども衣浦衛生組合は、碧南市及び高浜市の環境行政の一端を担う重要拠点として、市民の皆様の安全安心のため、日々安定的な運営に努めているところでございます。

さて、本日は私どものほうから同意議案1件、請負契約締結議案1件、報告案件1件を上程させていただきます。何とぞ慎重御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（山口春美） ただいま管理者の招集あいさつが終わりました。

○臨時議長（山口春美） 日程第1 議席の指定を行います。

会議規則第2条第1項の規定により、違和感があると思いますが、推薦により定めることとなっています。現在の仮議席を議席と定めることといたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山口春美） 異議なしと認めます。次のとおり決定いたしました。

議席番号1番 山口春美、2番 大竹敦子議員、3番 小林晃三議員、4番 藤田宇哉議員、5番 高木洋和議員、6番 荒川義孝議員、7番 神谷直子議員、8番 倉田利奈議員、9番 野々山啓議員、10番 福岡里香議員、以上であります。

○臨時議長（山口春美） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において2番 大竹敦子議員及び7番 神谷直子議員を指名いたします。

○臨時議長（山口春美） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山口春美） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

た。

○臨時議長（山口春美） 日程第4 衣浦衛生組合議会議長の選挙を行います、選挙の方法は指名推選もありということで、立候補制もあるということなので、何か御意見とかありますでしょうか。

○8番（倉田利奈） 臨時議長、8番。

○臨時議長（山口春美） 8番 倉田議員。

○8番（倉田利奈） 選挙でお願いしたいのですが、立候補による選挙でお願いしたいと思いません。

○臨時議長（山口春美） 選挙ということで、レジュメには書いてあるのですが、立候補制ということも取ることができるというふうに思いますので、ただいまそういった御意見が出されました。他に御意見がありますか。

○7番（神谷直子） 臨時議長、7番。

○臨時議長（山口春美） 7番 神谷議員。

○7番（神谷直子） 立候補制の選挙ではなくて、無記名の選挙でお願いしたいと思います。それか今のは動議ですか。動議をお諮りください。

○8番（倉田利奈） 臨時議長、8番。

○臨時議長（山口春美） 8番 倉田議員。

○8番（倉田利奈） 動議ではなくて、議長からどのように選挙をやるかとおっしゃられたので、私は動議ではなくて、立候補制による選挙で無記名で、もちろん無記名ですよ。無記名の選挙を行うということでございます。立候補制でお願いしたいと思います。

○臨時議長（山口春美） 私たち事前に全く選挙のことは聞いていませんので、私はまっさらな気持ちで来ました。当然、選挙となると立候補ということもあり得るということで思いますので、今日レジュメも打合わせなしで今日、臨んでいますので。

○7番（神谷直子） 臨時議長、7番。

○臨時議長（山口春美） 7番 神谷議員。

○7番（神谷直子） 立候補制ではなくて、もう皆さん、今ここに議員として選ばれている以上、私たち1人1人が立候補している状態だと思いますので、選挙をお願いします。

○8番（倉田利奈） 臨時議長、8番。

○臨時議長（山口春美） 8番 倉田議員。

○8番（倉田利奈） 皆さん立候補されているんですか。そうすると選挙をしてしまうと、全員が自分の名前を書くことになりますので、それは私まずいと思うんですけど、全員が立候補を表明されているんでしょうかね。立候補を表明されているんだったら、全員、自分の名前になるので、はっきり言って決まらないと思うんですけど、それは非常に問題があるかと思しますので、

ぜひ、こういった議長運営をされるのかということ、私、特に碧南の議員さん、特に新人の方は全く初めてでございますので、こういったことをお考えなのか分かりませんので、ぜひやりたい方に関しましては、初心表明していただいた上で、どなたがふさわしいか選挙したいと思いません。

○7番（神谷直子） 臨時議長、7番。

○臨時議長（山口春美） 7番 神谷議員。

○7番（神谷直子） 立候補制をやりたいということですので、動議を取っていただきたいと思っています。

○臨時議長（山口春美） それではまず、まっさらから議長に立候補を希望される方はございますか。

○7番（神谷直子） 臨時議長、7番。

○臨時議長（山口春美） 決じゃないよ。まずは立候補を求める。私たち選挙のことは何も聞いていませんので。

○7番（神谷直子） 臨時議長、7番。

○臨時議長（山口春美） 7番 神谷議員。

○7番（神谷直子） まずは選挙の方法を決めて立候補される。その選挙の方法の後に、立候補される方がみえるかどうかだと思います。選挙の方法を先にお諮りください。

○臨時議長（山口春美） 立候補されて複数だったら選挙になるのですけれども、お一人しか立候補されないなら、選挙なしでその方が初心表明をして、それを認を取ればなれるということで、選挙前提ということではないと思います。

○6番（荒川義孝） 臨時議長、6番。

○臨時議長（山口春美） 6番 荒川議員。

○6番（荒川義孝） 今の議長のやり方はすごく乱暴だと思います。まず、先ほど指名推選の方法もあります。それから単記無記名の方法もあります。立候補の方法もありますという形で御提示という方法が出されました。まず、どの方法でやるかという部分をお聞きになられてから、では立候補制を取るのであれば、立候補者を募るといった段取りが適切ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○臨時議長（山口春美） 私は臨時議長の立場なので、指名推選という権利は持っていません。それで皆さんは平等な立場なので、我こそはと思われる方は議長に立候補されて、自分のなぜこの1年間、議長をやりたいのかということきちんと述べた上で、選挙をするなら複数立候補があれば、選挙に入るとするのが当たり前で、私は指名の権利は持っていません。ですから、だから選挙ということにもならないし、私たち事前に何も聞いていませんから。

○8番（倉田利奈） 臨時議長、8番。

○臨時議長（山口春美） 8番 倉田議員。

○8番（倉田利奈） 今の荒川議員の発言がよく分からないのですけれども、私は立候補した上での単記無記名の選挙ということを申し上げておりますので、指名推選か単記無記名か立候補制かというのは、それはおかしいと思います。ですので、選挙、私は選挙でももちろんいいと思っております。選挙ですけれども、もちろん単記無記名です。単記無記名ですけれども、やはりそれは、どなたがやりたいのか分からないですよ。私、やりたくない人を書いても、私はそれは失礼に当たると思いますので、やはりやりたい方がどう進めたいかというお気持ちがあると思いますので、ぜひそれは立候補していただいた上の選挙にすれば、やりたくない人を選ぶことはございませんので、お願いしたいと思います。

○臨時議長（山口春美） 念のために、私は何も聞いてないので、いきなり選挙と言われても困ると思うのですよ。もし、どなたかがもう腹の中で、自分は議長になるつもりがあるのならば、改めてここで立候補表明をされればいいだけの話で、なぜその方が議長になられようとしているのかも明確に示していただきたいと思いますし、だから公平な立場で10の方がみんな平等なので、私たち事前の根回しとか誰を書くようにとか、そういうことも監査委員も含めて全く聞いていませんので、まっさらな状態で議長をやりたい方は、ぜひ手を挙げて立候補してください。荒川議員、立候補されますか。

○6番（荒川義孝） 立候補の話ではなくて、今、議長、臨時の議長ですけれども、どうも立候補のほうに誘導してみえるみたいでして、基本的には選挙の方法という、原則2つあります。

先ほど申した指名推選の権利がないと言いましたけれども、指名推選、実際にどこの議会でも仮議長を立てて指名推選やっているところもあれば、方法として単記無記名でやる方法もあります。まず、方法を皆さんに問うてください。立候補が出る出ないを前提とせずに、まずどんな方法がありますかと聞くべきではないでしょうか。

立候補前提で今お話を進めてみえるので、これは議長の意見、入っていますよ。不規則発言ですよ、倉田議員。倉田議員の先ほどの御意見の中では、単記無記名と立候補制を混同してみえるところがあります。

立候補制は候補者の名前を記載していく。出た候補者に対して記載していく。単記無記名は、全員が一応、候補者になっております。この候補者の中でどなたを書くという、候補者がいない中で、候補者はありますよ、10人。分かりますか。

だから、実際に表明した人の名前を書くのではなくて、皆さん候補者であるので実際には表明、うるさいですよ、倉田議員。

○臨時議長（山口春美） そんなこと、言っていないくていいですよ、私に言ってくだされば。

○6番（荒川義孝） まずやり方を問うてください。

○臨時議長（山口春美） 私はそんな指名推選、どなたも平等だと思っているので、私の任意で指名推選するなんて権利はもともと持っていないです。それで10人のうちで、議長をやりたいという方もおみえになるかもしれない。やりたくないという人もおみえになるかもしれない。ま

ずは生徒会でも何でも、やりたいという方がみえれば、立候補を取っていくというのが、門戸を開けることの1つでしょう。

だから、まずは立候補を取って、皆さんが推薦されている内々で決まっている方も、手を挙げればいいではないですか。それでもって選挙になれば、それが通常の民主的な選挙というものの在り方だと思うんです。まずは、誰かが決めて、そこに押しつけていく気は、私は臨時議長としては全然そういう気持ちはないので。

○6番（荒川義孝） 臨時議長、6番。

○臨時議長（山口春美） 6番 荒川議員。

○6番（荒川義孝） 先ほどから、やはり立候補のほうに誘導しているようなお話が結構、出ております。

○臨時議長（山口春美） 誘導ではないでしょう。

○6番（荒川義孝） まず、ではそうしますと、碧南市さんで行われている議長選挙というのも、間違っているということですか。単記無記名でやられて見えます。まだ発言中ですよ、倉田議員。基本的に方法は今2つありますと。別に立候補を否定しているわけではありません。

○臨時議長（山口春美） うん、ではやりましょう。

○6番（荒川義孝） なので、だから、どちらかを皆さんに選択させてくださいということを言っているわけです。だから、選択させてください。

○臨時議長（山口春美） もういろいろ発言されてみえる、その姿勢が問われることだと思うのですが、まずは立候補制を取っていくということに対してはどうですか。

○8番（倉田利奈） 臨時議長、8番。

○臨時議長（山口春美） 8番 倉田議員。

○8番（倉田利奈） では立候補制を取るのか取らないかは、決まっていれば結構ですけども、やはり、なりたくない人を書くわけにはいきませんし、やはり私はどういった議会を運営していくかということを表示していただいた上で選びたいと思っています。

それから単記無記名は、立候補しようがしまいが、単記無記名でやることですので、立候補した人を必ず書かなければならないということもないと私は思っておりますので。

〔「じゃあ立候補をしたと言いたいのですか」と呼ぶ者あり〕

○8番（倉田利奈） いや、立候補して、その人が立候補して、この人はなりたいたんだなと思えば、その人書けばいいではないですか。それが選挙ですよ。

○臨時議長（山口春美） 能動的にやりたいなら立候補すればいいと思うよ。

○8番（倉田利奈） でも単記無記名ですので、じゃあ立候補された方2人みえたら、2人のどちらかを書けばいいのではないですか。単記無記名は単記無記名ですよ。先ほど荒川議員は単記無記名か立候補か指名推選とおっしゃったので、それは私は違うかなと思いますので、結局いいです。決を取ってください。立候補制を取るのか取らないのか。全く皆さん、お互いの議員が誰

がどのような議長になりたいかも分からないまま、これで立候補制にしないと言うのであれば、そういう方法ですということを決めるわけですから。私はそれは非常に問題があると思います。が、決を取ってください。

○臨時議長（山口春美） 子ども会や生徒会の選挙でも立候補制、取るものだから、大人がこんなことで初めから選挙と言って、立候補者もないのに、誰が決めたのかもしれないのに投票するなんて無責任なことはいえないと思うので、私は立候補制を取っていくべき。民主主義の順番の手続からしてもね。立候補制を取ることに賛成の方はどうですか。

〔挙手 1名〕

○臨時議長（山口春美） はい、お一人。反対の方は、全員あと残り9人が反対ということですか。民主主義否定ですね。それでは選挙で行うということによろしいですかね。

それでは、選挙の方法は投票によることといたします。

選挙を行いますので、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（山口春美） ただいまの出席議員は10名であります。投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（山口春美） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山口春美） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（山口春美） 異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票を願います。点呼を命じます。

〔氏名点呼〕

〔投票〕

○臨時議長（山口春美） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山口春美） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

○臨時議長（山口春美） 開票を行います。

お諮りいたします。

会議規則第31条の規定により、立会人に3番 小林晃三議員及び8番 倉田利奈議員を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山口春美） 御異議なしと認めます。

よって、立会人に小林晃三議員及び倉田利奈議員を指名いたします。

小林晃三議員及び倉田利奈議員、立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（山口春美） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票。有効投票10票。無効投票0票、うち白票0票。有効投票中、荒川義孝議員7票、倉田利奈議員が3票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、荒川義孝議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました荒川義孝議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条による当選の告知をいたします。

荒川義孝議員を御紹介いたします。当選の御挨拶をいただきます。

○議長（荒川義孝） このたび紆余曲折もありましたが、衣浦衛生組合の議長に御推挙され、大役を仰せつかりました荒川義孝でございます。本衣浦衛生組合の果たすべき役割及び使命をしっかり理解をし、両市の発展のため皆様の御協力をいただきながら、根拠ある議論や質疑の発展を図るとともに、円滑なる議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様の御協力を仰ぎながら進めてまいります。

今後ともよろしくお願いいたします。

○臨時議長（山口春美） 議長が決まりましたので、私はこれを持ちまして臨時議長の職務を終わります。

御協力、誠にありがとうございました。

〔議長 議長席に着席〕

○議長（荒川義孝） ただいまから、私が議長として日程に従い、議事を進めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（荒川義孝） 日程第5、衣浦衛生組合議会副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票によることといたします。

選挙を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（荒川義孝） ただいまの出席議員は10名であります。投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（荒川義孝） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川義孝） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（荒川義孝） 異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票を願います。点呼を命じます。

〔氏名点呼〕

〔投票〕

○議長（荒川義孝） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川義孝） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

○議長（荒川義孝） 開票を行います。

お諮りいたします。

会議規則第31条の規定により、立会人に4番 藤田宇哉議員及び9番 野々山啓議員を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川義孝） 御異議なしと認めます。

よって、立会人に藤田宇哉議員及び野々山啓議員を指名いたします。

藤田宇哉議員及び野々山啓議員、立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（荒川義孝） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票。有効投票10票。無効投票0票、うち白票0票。有効投票中、小林晃三議員7票、山口春美議員2票、大竹敦子議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、小林晃三議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました小林晃三議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条による当選の告知をいたします。

小林晃三議員を御紹介いたします。当選の御挨拶をいただきます。

○副議長（小林晃三） あらためまして、こんにちは。ただいま、衣浦衛生組合議会の副議長に当選をさせていただきました小林晃三でございます。荒川議長をしっかりとサポートし補佐し、衣浦衛生組合議会の円滑な運営に注力をしていきたいというふうに思っております。皆様の御協力をよろしくお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、御挨拶に代えさせていただきます。

ます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒川義孝） 続きますして、日程第6、同意第1号 衣浦衛生組合監査委員の選任についてを議題といたします。この際、地方自治法第117条の規定により、大竹敦子議員の退席を求めます。

〔大竹敦子議員退席〕

○議長（荒川義孝） 本件について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました。同意第1号 衣浦衛生組合監査委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、衣浦衛生組合の監査委員（議会議員のうちから選任する者）の選任について、下記のとおり議会の同意を求めるというものでございます。

同意を賜りたい方は、1つ、氏名 大竹敦子氏 2つ、生年月日 3つ、現住所につきましては、ここに記載のとおりでございます。

それでは次のページの参考資料1を御覧ください。組合議会議員選出の監査委員につきましては、碧南市議会議員の改選により欠員となっておりますので、新たに大竹敦子氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるというものでございます。なお、同氏の経歴等につきましては、ここに記載のとおりでございますので、何とぞ慎重審議の上、速やかに御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川義孝） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 今、事務局長が提案理由を述べられましたけれども、改めてここに書いてあります地方自治法の第196条第1項の規定というのを、全文明確に読み上げていただきたいと思えます。それで監査委員は今、衣浦衛生には2人いまして、執行部側の推薦の方と、それから議会の推薦の方と、こういう形で双方にバランスよく、それぞれの立場でチェックするということになっています。それで議会推薦ということだというふうに思いますが、事務局長は私たち碧南市もそうだったのですけれども、一言も大竹議員が候補に上がっているということは知りませんでした。前任のどなたが決めたのか、あるいは高浜が新しく期が変わるに当たって、高浜のほうから打診があったのか、どういう形で大竹議員に決められたのか、全く知らない議員がいる中で、議会の総意という形で提案されたと思うのですが、事務局長の明確な執行部側の立場の方が議案提案されてみえるので、どういう公平性をもって、大竹議員に名前が挙がったのか。議会の総意というならば、きちんとそろった時点で、総意を確認する必要があると思うのですが、

いかがですか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 私のほうからは、この地方自治法第196条第1項のほうをそのまま読ませていただきます。監査委員は地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有する者（以下、この間において識見を有する者）及び議員のうちからこれを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあっては、2人または1人。その他の市及び町村に当たっては1人とするものとするというのが、第1項でございます。よろしくをお願いします。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 資質のところについては、議会選出の方も同じだというふうに思いますけれども、私たちも知らない間に、大竹議員に他の9名よりも優れているというふうに判断する材料はないと思うのですね。少なくとも、持ち回りでやったり、いろいろ碧南市と高浜市との擦り合わせをやったりして、私たちも監査員がやりたくて言っているのではないのですよ。民主的な手続きを踏んでいるかということをお願いなのであって、そういうことで進めるのであれば、当然、議会選出で議会の総意で監査委員を1人選ぶということは、私たちも承知なので。全く打診もなく、議会の総意と言われては、それは違うと思うのです、今のこの状態では。というふうに思うので、一体誰がいつ、どういう形で個人名を名指しして、今日の議案提案は1週間前に出されてみえると思うのですけれども、出されて見えるのですか。そこを明確にしないと、私たち全く知らない間に、議案配付とともに、大竹議員が監査委員になるということを知らされて、それで合意を得るなんていうことは、これ民主的ではないと思うのですよ。だからそういう点は、議会事務局長は議会事務局も兼ねているのだということをおっしゃっていただいても、私は違うと思うのです。明確に執行部だし、市長、管理者の補佐をする第一人者ですから。手心を加えたり、力の弱い人のほうが、監査が弱いほうが、結果的にはスムーズにいくと、もしやお考えかもしれません。そういう選択肢で選ばれたら、大きくこの監査委員の力量というものが変わってくると思いますので、私は明確にきちんと議会の総意を取り付けた上で、決めるべきだというふうに思いますけれども、どの点でそう思われたんですか、個人名を名指しした時点で。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 先ほど、196条第1項をそのまま読み上げさせていただきました。監査員は、地方公共団体の長が議会の同意を得てというふうに書いてあります。これは議会が選出するわけではありません。それと、人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、そ

の他行政運営に関し、優れた識見を有する者及び議員のうちからということで、議員の方については、この前段の部分はかかってないというのは、自治法上の解釈でございます。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） それならば、議員はここにみえる方は、みんな選挙を経て出てこられたので、どなたもそういう意味では、市民の負託に応える同等の資格を持っているということで、いつでも同等の立場で、すべからず、そういう役職も選ばれるということが大前提だと思うのですね。言っただけですが、誰も人間間違いがあるので、初日の今日、自分が選択されるこの議会に遅刻してみえた。忘れ物してみえたという。このこと自体も私、私だって忘れものすることあるから言えないですけども、今日はご自分が選択される議案が出されている議会で、こういう形で残念ながらなされたことに対して、私はこれはつまずいたなというふうに思わざるを得ないんです。完璧ということは私は求めませんよ。でも、ご自分が選ばれるということをしてみえて、大竹さん自身も私にも何の挨拶も事前がない。今度、監査委員になりますということで、議案書が配付された時点で、私にも挨拶がないし、知らない間に天から降ってきた。

○議長（荒川義孝） 山口議員に申し上げます。少し議案範疇を超えておりますので、その部分は。

○1番（山口春美） ということで思いますけれども、議長も変わって、立候補も認められず、ちゃちゃを入れて。

○議長（荒川義孝） 議案の範疇を超えておりますので、質問を打ち切ってください。

○1番（山口春美） こうやって遮ること自体が問題だと思います。こういうことについてはどう思われるんですか。執行部として答えるのもなんだと思うんですが、議会として答えられないでしょう、誰も。議会から本来ならば選出するのに。誰も答えられないし、議長答えられるんですか。

○議長（荒川義孝） 議案の範疇を超えております。今、監査委員の同意の案件を審議しておりますので、質問の範疇を超えております。

○1番（山口春美） 取りあえず今は議長とされて、議会。

○議長（荒川義孝） 今、議長の初心を問うところではありませんので。

○1番（山口春美） 総意を問われているので。

○議長（荒川義孝） 質疑を変えてください。質疑を変えてください。質疑を変えてください。

○1番（山口春美） あなた、そういう運営の仕方そのものが民主的ではないです。

○議長（荒川義孝） 質疑を変えてください。民主的という部分ではなくて、今。

○1番（山口春美） 被せないでください。

○議長（荒川義孝） 同意第1号について審議しております。

○1番（山口春美） 要は今、議会の総意を求めているわけで。そういう意味では。

- 議長（荒川義孝） 質疑を変えてください。
- 1番（山口春美） 問題について、どう思われたんですか。
- 議長（荒川義孝） 質疑を変えてください。当局、答えなくて結構です。今、議案外のことで
すので。
- 1番（山口春美） そういう議長は不信任だなあ。
- 議長（荒川義孝） 不信任、出すなら出してください。
- 1番（山口春美） そんな、なんでそんな遮るの人の話を。それ時間が延びるだけだよ。こんなことやってれば。
- 議長（荒川義孝） これ遅延行為とみなしますよ。
- 1番（山口春美） 何ですか。
- 議長（荒川義孝） 今のお話につきまして。
- 1番（山口春美） 議長の不公正ではないですか、これ。
- 議長（荒川義孝） 今、議事運営。あの議事。
- 1番（山口春美） お答えください。
- 議長（荒川義孝） 運営を任されているところです。お答えいただかなくて結構です。
- 1番（山口春美） こういった問題について。
- 議長（荒川義孝） 議事進行いたします。
- 8番（倉田利奈） 議長、8番。
- 議長（荒川義孝） 8番 倉田議員。
- 8番（倉田利奈） 今、地方自治法を読まれて、議員は先ほど言った人格高潔、財務管理、経営管理、行政管理に優れた資質を持つものとは、そこにはかかっていないとおっしゃいました。ただ、監査委員をやるというのは、やはり先ほど言った財務管理、経営管理、行政管理。これができなければ、監査は私はできないと思っております。私がもし私になったとしたら、私は本当に大学とか行って勉強をしなければ、私は監査の責任を果たせないと思っております。なので、今回、大竹議員が今回、監査に選任されたという、なぜこの中で大竹議員にされたのかというところを管理者の方が指名されたわけなので、管理者の方から御説明いただきたいと思います。なぜ今回、大竹議員なのかお願いしたいと思います。
- 事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。
- 議長（荒川義孝） 事務局長。
- 事務局長（片山正樹） 議員のうちから選任する監査員につきましては、申合わせで議長の属する市以外の市の議員の中から選出するということになっております。このことから、今回は碧南市議会選出の5名の方の中から選ばせていただくことというふうになりますので、碧南市議会において、組合議会議員5名が選出された後に、組合管理者から碧南市長へ推薦依頼をしております。これにより、御推薦いただいた議員を組合として、選任同意をさせていただいているとい

うものでございます。

それから大竹議員につきましては、先ほど識見がとか申されましたけれども、この経歴にありますとおり、碧南市の監査委員も務められておる方でございますので、その辺の知識と経歴は特には問題ないかというふうに思っております。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田議員。

○8番（倉田利奈） 私は碧南市の情報公開請求とかもいろいろ見させていただいて、監査が機能しているとは思えないのですね。そういった意味からも、なぜ大竹議員が今回、選任されたのか理由が分かりません。

今の説明で行くと、結局、管理者である小池市長、碧南市長が推薦をされたということなので、私はさっき管理者のなぜ大竹議員にしたのかというのは、管理者に聞いているわけなので、管理者から今、答弁漏れですので、きちんと答弁してください。これ2回目にしないでください。答弁漏れですのでお願いします。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 最も適した方であるということで、選任されておるといことです。それから先ほど申しました識見云々、議員の方は、そのような識見がなければ、一切、権利がないかということですが、自治法上では、そういう権利がないということも言っておりませんし、特に一番ふさわしいという方が選任されているのかなというふうに思います。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 倉田議員、質問の前に一点、注意をさせていただきます。

先ほどは碧南市の監査、機能していないとおっしゃいましたが、おっしゃるときには根拠を示して説明を。まだ私が発言しております。発言をお願いします。まだ許可は出してないですよ。

○8番（倉田利奈） 今、8番っておっしゃいましたよ。

○議長（荒川義孝） まだ私、8番、倉田議員と言ってないですよ。

〔「議長がそんな立場で物を言うのではない」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川義孝） 山口議員、退場を命じますよ。まだ発言の許可出してないですよ。発言の許可を出してないですよ。倉田議員、分かっていますか。私が8番、倉田議員と指名してから答弁すべきところです。よろしいですか。

〔「人の質問を遮ってっちゃいかん議長が」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川義孝） 遮っていません。では、私が今、話しているところ遮っているのは山口議員ですよ。

〔「それだから言っているんじゃない」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川義孝） お静かに。今、審議中です。お静かに。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田議員。

○8番（倉田利奈） 先ほど指名されたから、私はお話をしたままでありますので。

○議長（荒川義孝） 議事を確認しましょう。

○8番（倉田利奈） 聞こえなかったんでしょうかね。私は一番ふさわしいと言われてしまうと、では他の人がふさわしくないのかとなるのですよね。やはりなぜ今回大竹敦子議員が選出されたのかが分かりません、先ほどの説明では。私は、管理者である小池市長が推薦を受けて、それで出したっておっしゃるのであれば、管理者の推薦がどのようなであったかというのを、先ほどからずっとお聞きしているのですけれども、答弁漏れですので、議長、ぜひ答弁漏れということで、議事進行をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、合わせまして、先ほどから申し上げているように、やはり大竹議員が、私は分かりません。監査委員やりましたからとかいろいろ言われても、では、それが全て分からないですよ。全てどのようであったのかなんて分かりません。

ですから、やはり、その辺りをなぜ今回、大竹議員になったのかということをしっかり御説明いただいて、我々みんなが納得できるような御説明をいただかなければ、では、副議長をやったからですか、監査委員やりましたとか、そういうことだけでは、私はそれが適任かどうか分かりません。監査というのは、議長とかあの委員長の仕事とは全く違うと私は思っていますので、やはりなぜそこが大竹議員が選ばれたのかが分からないので、小池市長は推薦した以上、きちんと説明する責任があると思いますので、説明をお願いします。

○議長（荒川義孝） 先ほどから質疑と答弁が繰り返されていますので、簡潔明瞭にお答えください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 先ほども何回も申し上げているとおり、ではどこがふさわしくないのか、逆に教えてほしいというところなのですけれども、その選任の経緯につきましては、では誰を選ぶかということ、結局は誰か1人選ぶということですので、大竹敦子議員を選任同意として、ここで案件として出させていただいているということでございます。

以上です。

○議長（荒川義孝） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川義孝） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田議員。

○8番（倉田利奈） 今の事務局長の説明では、本当に大竹議員が監査委員としてふさわしいのか、私には納得できませんでした。それから、なぜ管理者である小池市長が答弁されないのかわかりません。小池市長が推薦をされて、それを受けて事務局が出したという、先ほど説明しましたよね。ということは、元を正せば小池市長が推薦したわけですから、小池市長が推薦した理由を、ここでしっかり述べるべきだと思います。それも述べないで、同意しろというのは、あまりにも私は横暴ではないかと思います。ですから、私は大竹議員がいいかどうか判断できないということから、今回に関しましては同意できないということで、皆さん同意できないということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（荒川義孝） 続いて賛成討論を求めます。

○3番（小林晃三） 議長、3番。

○議長（荒川義孝） 3番 小林議員。

○3番（小林晃三） 賛成の立場から、議選の大竹敦子議員ですが、私も古くからの長いこと付き合い合っておりますが、先ほど自治法の話も出てきましたけれども、やはり人格等いろいろ考えてみましても、やはり大変すばらしい人物であります。そして事務局長もおっしゃられましたけれども、経歴としては、この議長もやられて、副議長を碧南市ではやられて、そして碧南市の監査委員もお務めであったということで、経歴としても全く問題はない人物だというふうに思いますので、賛成討論とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（荒川義孝） 他に討論もないようですので、討論を終結いたします。これより同意第1号の採決をいたします。本件は原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川義孝） 挙手多数であります。よって同意第1号は原案のとおり同意されました。

除斥されております大竹敦子議員に関する事件は終了いたしましたので、大竹敦子議員の出席を求めます。

〔大竹敦子議員着席〕

○議長（荒川義孝） 続きまして、日程第7 議案第8号 危険物選別コンベヤ等更新工事の請負契約締結についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました、議案第8号 危険物選別コンベヤ等更新工事の請負契約締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び衣浦衛生組合議会の議決に付す

べき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和41年衣浦衛生組合条例第3号）第2条の規定により、下記のとおり契約を締結するため議会の議決を求めるというものでございます。

議決を賜りたいものは、1、契約の目的としまして、危険物選別コンベヤ等更新工事。2、契約の内容としまして、（1）ごみ計量器入口ポスト更新（全2基）、（2）可燃ごみ投入扉部分更新（全4基）、（3）ごみクレーンレール部分更新（全1基）、（4）自動給脂装置更新（全2基）、（5）ガス冷却室部分更新（全2基）、（6）低圧動力設備遮断器更新（共通系動力制御盤）、（7）危険物選別コンベヤ更新（全1基）、（8）不燃物搬送コンベヤ更新（全1基）、（9）磁性物搬送コンベヤ更新（全1基）でございます。3、契約の方法は、地方自治法施行令第167条の2、第1項第2号に基づく随意契約でございます。4、契約の金額は金2億350万円。なお、うち消費税及び地方消費税の額、金1,850万円。予定価格に対する落札率は98.6%でありました。

5、契約の相手方は、名古屋市西区名駅2丁目27番8号、株式会社神鋼環境ソリューション名古屋支店 支店長 田中啓一氏であります。

それでは参考資料について御説明申し上げますので、参考資料1を御覧ください。なお、先ほど説明いたしました項目については省略させていただきます。

2、工事施工場所は碧南市広見町1丁目1番地1。

3、工事内容につきましては、参考資料2の処理工程概要図にて説明いたしますので、参考資料2を御覧ください。工事箇所につきましては、フロー図内の該当箇所を丸で囲い、それぞれに黄色で網掛けした番号でお示ししております。なお、フロー図内に該当表記がない設備機器につきましては、その他設備として大きなくくりで示しております。また、下段にはそれぞれの工事内容の説明を記載しております。

はじめに、フロー図の左側でございます。（1）ごみ計量器入口ポスト更新（全2基）は、計量カードを読み取るための装置で、入口ポスト本体の更新を行います。

次に（2）可燃ごみ投入扉部分更新（全4基）は、可燃ごみピットにごみを投入する扉で、劣化した軸受け等の部分更新を行うものです。

次に（3）ごみクレーンレール部分更新（全1基）は、クレーンを走らせる線路で、走行レール等の部分更新を行うものです。

次にフロー図に該当箇所はありませんが、その他設備として（4）自動給脂装置更新（全2基）は、焼却炉の軸受け等の摺動部に自動でグリスを注入するための装置で、自動給脂装置本体の更新を行うものです。

次にフロー図中央部分でございます（5）ガス冷却室部分更新（全2基）は、燃焼ガスを冷却するための装置で、ケーシングの部分更新を行うものです。

次にフロー図に該当箇所はありませんが、その他設備として（6）低圧動力設備遮断器更新（共通系動力制御盤）は、低圧動力設備において異常な過電流が流れたときに、電路を遮断する

ためのブレーカー装置で、共通系動力設備の遮断器の更新を行うものです。

次に裏面をご覧ください。粗大ごみ処理施設の概要図となっております。（7）危険物選別コンベヤ更新（全1基）は、不燃ごみに含まれる危険物及び破碎不適物を手選別するための装置で、コンベヤ本体の更新を行うものです。

次に（8）不燃物搬送コンベヤ更新（全1基）は、破碎処理後の不燃物、砂やガラス等を搬送する装置で、コンベヤ本体の更新を行うものです。

次に（9）磁性物搬送コンベヤ更新（全1基）は、破碎処理後の磁性物、鉄分を搬送する装置で、コンベヤ本体の更新を行うものです。

以上が工事の内容の説明でございます。

次に参考資料1にお戻りください。

7、工期は令和7年6月2日から令和8年3月23日まで。その他の契約条項は地方自治法、地方自治法施行令、衣浦衛生組合契約規則等によるものでございます。

9、予算措置は、裏面に移りまして令和7年度衣浦衛生組合一般会計、3款衛生費、1項清掃費、3目ごみ処理費、14節工事請負費でございます。

以上、議案第8号 危険物選別コンベヤ等更新工事の請負契約締結について、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川義孝） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田議員。

○8番（倉田利奈） 3回しか質問できませんので、答弁漏れのないようにお願いしたいと思います。

まず、今回の契約金額なんですけれども、これが適正単価かどうかということで、どのように精査をして予定価格を定めたのかについて、詳しくお聞かせいただきたいと思います。予定価格を決めるに当たって、委託の予算がないということで、市の職員がやったかと思っておりますので、その辺り誰がどのように作られたのか。

それから、その予定価格を作るに当たっての見積もり、何社から取られたのか。もしくはこの神鋼環境ソリューション、そちらからの見積もりだけで作ったのかどうか、そこも確認したいと思います。

それから、今、請負率が出たんですけど、この契約の内容の1から9それぞれ、市の見積もりによる予定価格の金入りの設計書、これの金額それぞれいくらで、これ設計されたのか教えてください。

引き続き、この財源が先ほど説明で、3款1項3目14節、これ見ても他の事業と一緒にとなっておりますので、財源内訳は分かりませんので、財源内訳を教えてください。

それから（1）ごみ計量器入口ポスト更新。こちらにつきましては、やはり随意契約でやるべ

きものではないと思っておりますので、随意契約ではなくてもいくらでもこれ入札でできますよね。なぜこれわざわざ随意契約にされたのかよく分かりませんので、ご説明をお願いしたいと思います。

それから、7番8番9番のコンベヤの更新です。コンベヤにつきましては、過去にコンベヤのみ入札し、他の企業を入れたという経緯があるかと思っておりますので、その確認と、私はこれ入札いくらでもできると思うのですが、なぜそのようにしなかったのか、理由がよく分かりませんので教えてください。

それから令和6年、7年、8年度が、本来、大規模改修する予定だったのですよね。でも今、令和7年度です。ということは、これらの工事は当初は大規模改修でやれたと思うのですが、その辺りどのようなお考えで、このように今回、工事費が上がってきたのか、ご説明いただきたいと思っております。

それから、地方自治法施行令167条2第1項第2号、これ私、どうやっても当たらないと思うのですが、全部わざわざまとめていますからね。なぜこれまとめて随意契約されるのか。これは2億円ですよね。こんな大きなお金が動くに当たって、2億円ですし、この財源内訳見ると、国庫補助金とか、国からの補助金とか交付金がないみたいですので、その辺り大規模改修に入っていれば、これ延命化工事というのは国から補助金が出ますので、改めて今回こういう工事費が、来年度から大規模改修をやると言っているのに、上がってきているということに、私はもうびっくりするというか、もうどうしていいんですか、こんな2億円も出すのですかという話なのですが、その辺りしっかりご説明いただきたいと思っております。答弁漏れのないようにお願いします。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） たくさんの御質問をいただきまして、まず予定価格が適正かということとか、職員が積算をしたのか、そういったところの部分が前段にございました。まずもって予定価格の関係でございまして、プラントメーカーから徴収した参考見積もりをもとに、本組合で設計をさせていただいております。人件費につきましても国土交通省の公共工事設計業務単価を、諸経費につきましては全国都市清掃会議の工事設計要領をもとに積算をしております。この設計をもとにして、予定価格が該当工事を施工するのに必要な額でありますので、この予定価格等を含めて妥当な金額であると認識をしております。決して業者の言いなりになった額ではございませんので、よろしくお願いいたしたいと思います。

設計の1から9までの額でございしますが、事業名は省かさせていただきます。（1）が1,626万7,000円、（2）811万3,000円、（3）が1,502万円、（4）が2,102万1,000円、（5）が2,286万9,000円、（6）が1,956万8,000円、（7）が8,620万、（8）が844万4,000円、（9）が885万7,000円でございます。

あと、(1)のポストの工事が、随契でなくてもいいのではないかというお話でございます。こちらにつきましては、本工事で更新を予定しておりますごみ計量入口ポストは、計量カードを読み取るための装置でございます。既存の計量システムと連動しており、このシステム自体が神鋼環境ソリューションの前身であります会社によって、当組合のオリジナルにカスタマイズされたものでございますので、随意契約をお願いするというものでございます。

見積りの業者の御質問もございました。見積り業者は神鋼環境ソリューションの1社でございます。

あと、財源内訳の御質問をいただいたと思います。本契約額が2億350万円に対しまして、地方債を75%の1億5,260万円、残りの5,090万円が一般財源となります。

あと167条の2の随契が該当しないのではないかという御質問が最後にいただいたと思っております。こちらにつきましては、その性質または目的が競争入札に適さないものということで、御判断をさせていただいておりますけれども、もう少し踏み込んだ理由を申し上げます。ごみ処理施設は施設全体が密接に連携した機能を有しており、本工事は既存の設備に影響を及ぼさないよう、互換性を保持した施工となります。施設全体の構造に精通した業者でなければ実施することができません。この業者は、クリーンセンター衣浦を設計施工したプラントメーカーの廃棄物関連事業及びその技術を承継した会社でございます。当該業者以外に実施できないため、随意契約をさせていただいております。以上でございます。

もう一点すみません。補助金が当たるのかという御質問もあつたかと思っておりますけれども、今回の部分は、補助金は当たらないというものでございます。1番から9番まで一般入札に付したらどうだということもございますけれども、これ先ほど申しましたように、随契の理由で包括されるかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒川義孝） ほかに。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田議員。

○8番（倉田利奈） まず答弁漏れをお願いします。これは2回目に入れなくてください。答弁漏れです。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） 申し訳ございません。大規模改修のところでございますけれども、議員等御承知だと思いますけれども、延命化、新施設のことが影響しておいて、今回の形になってございます。以上です。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田議員。

○8番（倉田利奈） 答弁漏れです。

○業務課長（芝田啓二） すいません。一生懸命答えさせていただいたつもりですけど、答弁漏れがあったらお教えいただければと思います。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田議員。

○8番（倉田利奈） 答弁漏れの質疑を今すればよろしいですか。議長よろしいですか。

○議長（荒川義孝） はい。

○8番（倉田利奈） 7番、8番、9番のコンベヤの更新につきまして、過去にコンベヤを更新するのに入札して、他の企業を入れた経緯があるとお聞きしているのですけれども、その確認と、なぜそのようにされなかったのかについての御説明がございませんでしたので。

それからさっきのは聞こえなかった。これも答弁漏れかもしれないので、こちらも聞きたいのですけれども、大規模改修時に、これ、もし6、7、8で最初やると言っていたとき、そのときに入っていたのではないですかということも聞いたのですけれども、そこあったのでしょうか。よく分からなかったです。答弁漏れなのかどうか。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） 7番、8番、9番のコンベヤの件で、過去にあったと今御質問の中にありましたけれども、そういった事実はございません。

あとが、今回の工事が基幹改良工事に含まれていたかというところですが、大規模改修工事には入っておりませんので、よろしく願いいたします。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田議員。

○8番（倉田利奈） 入っていないということは、例えば当初の予定どおり6年、7年、8年度に大規模改修を長寿命化の改修をやったときに、これはまた別契約でやる予定であったということですか。すごくおかしいですよ。これ計画的にずっとやっていけば、これ延命化は国からの補助金が出るわけですので、なるべくそこで集約して計画を作っていくって、整備構想から地域計画から全て作っていくってやるべきことであったのですよね。すごいそれ、違和感ありますよね。別でやりますということであれば。なぜ、ではそれを別工事でやるんですか。一方で、長寿命化の延命化工事をやりながら、この工事を、もしこれ6年、7年、8年度に計画どおりやっていたら、別で契約しているということなんですか。すごくあまりにもおかしいですよ。

それから先ほどプラントメーカーから参考見積もり取ったと言いますが、その参考見積もりがこの神鋼環境ソリューションですよ。これは契約規則上、問題ないのでしょうか。いわゆる参考見積もりを取ったのが1社だけということですよ。それ問題ないのかどうか、その辺りの見解と、それから今のお話でいくと、プラントメーカーから見積もりがあって、多分、先ほど言った人件費とか諸経費以外については、プラントメーカーからの見積もりを、多分そのまま

載せていたのではないのでしょうか。そこをどのように精査できるのですか。精査できる職員がいるのでしょうか。これいたら素晴らしいですね。本当にいたら高浜市に来てほしいと思うのですけれども、その辺りお答えいただきたいと思います。

それからコンベヤ更新、これ本当でないですか、過去に。過去に本当でないですか。今、間違っていたらそこは訂正していただいて結構ですので、しっかりそこをご答弁いただきたいと思います。

それから、この随意契約、入札審議会、そちらの御意見はどうだったのでしょうか。これ、本当に一緒にまとめて随意契約、これだとあまりにも市民の税金。市民の税金を有効に使う、そして企業に丸投げとか、企業の言いなりでお金を払わないために皆様がいるわけですし、それができなければ、それは適切なところに委託をして設計していただくというのが、正しいやり方だと思うのですけれども、そのあたりのお考えもお聞かせいただきたいと思います。管理者である小池さん、小池管理者いかがでしょうか。その辺りのお考え、お願いします。先ほどから全然お答えいただけていないのですけれども、お願いしたいと思います。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） 最初の御質問でございますけれども、補助金が当たらないかとかというところではございました。まずもって、大規模改修でなぜやらないかというようなところも関連してまいりますけれども、今回の工事が粗大ごみ処理施設の改修となっております。倉田議員が申します補助金がどうのこうのというところは、これ焼却施設の改修が該当いたしまして、なおかつ補助要項で二酸化炭素、CO₂の削減、3%減というものもかかってまいります。そういったところで、粗大ごみではそういった形ではエントリーができないという状況でございますので、御理解賜ればと思います。

次が、プラントメーカーの参考見積もりというところではございますけれども、参考見積もりをもらいながら、そのままイコール100%という形では計上いたしておりません。先ほども申しましたように、そういった形で職員がその後に国土交通省の積算単価ですとか、全国都市清掃会議の要領で、再度積算をしておりますので、設計に対しても、そういった形で適正に行われておるというところではございます。1社しかやれないのではなくて、1社しか見積もりが取れないという状況でございます。

あと入札の指名審のお話もいただきましたけれども、こちらにつきましては、令和7年3月21日に開催されました衣浦衛生組合重要事項連絡調整会議において、随意契約をお認めいただくという形になってございます。若干、答弁漏れがあるかもしれませんが、以上でございます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田議員。

○8番（倉田利奈） 答弁漏れです。これすごく重要なことですよ。最初に質問したところですよ。6年7年8年に長寿命化計画やっていけば、それさっき粗大ごみで、だから入っていないとかいろいろおっしゃったけど、粗大ごみをコンベヤでやったりとか、全部これに関わってくるんですけど、だから、ではもしこれやったとしていても、別契約でやっていたということですかということは、別契約でやっていたのですか。そこの答弁がよく分からなかったのと、そこちょっともう一度しっかり分かりやすく答弁漏れと私は判断したので、お聞かせいただきたいと思います。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） 7番8番9番のコンベアの件、再度ご質問をいただきましたけれども、基本的には基幹改良工事の該当にはなりませんので、そういった形で工事は行っておらないということでございます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田議員。

○8番（倉田利奈） そのまま神鋼環境ソリューションの見積もりをそのまま載せたわけではないと言うのですけれども、それ、どうやってそれ、金額、これではないですと、どうやって市の積算したのですか。私、本当にこれ分からないのですけどね。だって、神鋼環境ソリューションしかできないものを、神鋼環境ソリューションに言われたままではない金額を、市の予定価格としたと言われるのですけれども、金入りの設計書に入れ込んだわけですよ。理解が私できないので、教えていただきたいと思います。

それから先ほどから1社しか見積もりが取れなかったということなのですから、こういう業界、あり得ますそれは。ただ、やはり、それ打診だけはしておかないといけないと思うのですよ。契約規則に則り、きちんと見積もりくださいということは、それきちんとされたのかどうかということと、それから1社だけの見積もりであれば、やはりそれは入札であろうがなかろうが、きちんと入札すべきことだと思うのですけれども、あまりにも私はこれコンベヤ、他の企業入ってやったことがあると聞いているものですから、なかなかこれが随意契約でぼんと言われて、この金額ですと。簡単に、そんな2億円のお金ですよ。ましてや、国からの補助金ゼロの工事ですよ。それをなかなか、たったこれだけの文書だけでは、私、市民の税金を両市で2億使う。1億5,200万円は地方債ですけれども、これはいずれ返していかなければいけないお金ですからね。

それから、これ令和22年以降の統合を目指しているのですよね、安城市との。そうなった場合に、これらの工事、それぞれどれぐらいの保証というか、何年ぐらい、次まだその間にまた更新しなければいけないものなのかどうかということがよく分かりませんので、それも教えていただきたいのと、あと、先ほどそのまま見積もりをそのまま載せたわけではないということなのですから、どの工事がそのまま載せたわけではないということなのかと、その理由を各々しっかりお答えください。申し訳ないけれども、すごく特殊で分からないのに、どうやって

職員が見積もりできたのかなという、その金額がそのままではないという金額を、どこをどうやって判断して、その金額を載せたのかが全然、分からないので、そこを教えていただきたいと思います。さっき、請負率98.6%と言ったんですよね。普通こういう工事で行けば、98.6%はあり得ないんですよね、入札すれば。そういう観点からもしっかりそこ説明してください。私、分からないので、お願いいたします。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） まずもって、この工事が他の業者さんでできるかというところがございます。できないから、1社随契でお願いをしておるのが大前提でございます。できる業者があるなら教えていただきたいと思います。しかも、施設が止まらずに絶対に大丈夫だというところがあったら、後ほどでも結構ですので私に教えていただければと思います。

それを踏まえて、先ほどから言っていますように、7番から9番、こういった工事はしておりません。あと、先ほどから言った見積もりがどうだというところがございますけれども、繰り返しになりますけれども、メーカーからもらった参考見積もりをもとで、組合で設計を組んでおります。その人件費につきましても、国土交通省の労務単価ですとか、諸経費についても全国都市清掃会議の要領をもとにしておりますので、それ以上にまた何かありましたらお教えいただければと思います。

あとは、各機械の耐用年数というかメーカー保証だとか、そういった形の御質問いただきました。こちらにつきましては、これも（1）のごみ計量器入口ポスト更新で申しますと、メーカーの推奨耐用年数は5年から6年。ちなみに総務省の耐用年数で申しますと15年でございます。2番につきましては、メーカー推奨耐用年数が10年から15年、総務省の対応年数は12年でございます。（3）はメーカー推奨が7年から15年、総務省の耐用年数が17年でございます。4番の自動給脂装置につきましては、メーカー推奨耐用年数が10年から15年、総務省の耐用年数は17年。5番のガス冷却につきましては、メーカー推奨が10年から15年、総務省のところでは17年というふうになってございます。（6）につきましては、メーカー推奨が10年から20年、総務省が15年という形でございます。7番の部分につきましては、メーカー推奨が10年から15年、7番、8番、9番いずれも同じでございます。総務省の耐用年数が17年ということで、7番、8番、9番につきましては同様のこととなっております。

以上でございます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田議員。

○8番（倉田利奈） 私の質問があまり御理解いただけなかった、言い方が悪かったのですかね。さっき。

○議長（荒川義孝） これ今、答弁漏れの確認をしていますか。

○8番（倉田利奈） 答弁漏れです。私の質問に答えていただけていないので。人件費と諸経費は、もちろん物価本みたいなものでやっているというのは分かるのですけれども、それによって下げている部分はあるのですけれども、プラントメーカーからの参考見積もりを下げることはできないですよということを話しているのですね。その工事の内容については、例えばものをこういうものを入れるとか、そういうものについてはできると思えないので、ましてや先ほどから言っているように、ここしかできないと言っているのですよね。それをどうやって私は職員が精査したのですかというのを聞いているのですよ。私はできない、どうやってもできないのではないかと、そういうプロがいればいいですよ。そういうプロで、そういう物品を扱っているような会社の人に聞いたりとか、そういったことを細かく職員がしましたと言うなら分かるのですけれども、ここしかできないと言っているのに、そういう、ちゃんと答弁いただけてないと思うので、なぜそれがその職員でできるのかというのが分からないということをお聞きしているのです。そこしっかり説明していただきたいと思います。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） はい、すみませんでした。お答えをさせていただきます。プラントメーカーから徴収した参考見積もりで、部材につきましては、特注発注生産品、特注生産品となりますので、見積もりをもとに積算をさせていただいております。普通の家電屋さんで売っているようなものでしたらいいのですけれども、特注品となるということで、見積もり額を参考にさせていただいたというところがございます。

○議長（荒川義孝） ほかに。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） まず、随意契約の日付を教えてくださいというふうに思います。それから今、倉田議員が確認した各項目ごとの予定価格との差異というまではいかれなかったのですけれども、各項目ごとに予定価格を決めて結果こうなったというので、一番頭の（1）が1626.7と言われた数字ですか。これを団子にして、予定価格と、実際の価格との差が98.6%になったのか、個々にと言われたことに対して、個々に答えられたのですが、その実際の予定価格がどうだったのか、これが実際の個々ごとの落札というのか、決着した価格なのかというのが明確でなかったのです。教えてくださいと思います。

それから私、いつも聞くのですが、これ実際には何年使って見えたのかというふうに思って、前回、聞いたときには、相当、耐用年数よりも長く使ってみえる現状だったと思うのですが、今、言われたことだと、製品の耐用年数よりも国の耐用年数のほうが長くて、製品の耐用年数のほうが少ないので、そういうふうに厳しく見てみえるのかなというふうに思いました。昨今の技術革新などもあるわけですから、この間、先ほどCO2の削減だとか、そういうもの一切関係ないか

ら、大規模工事とは関わらないのだと言われましたけれども、それでも細かく見ていくと省力化だとか、そういうCO2まで行くかどうかは、該当するものないものがあると思うのですが、技術革新はこの中に反映されている。今までどおりのものを新しくするだけなのか、そういう選択肢があったのかどうか。これはどちらにするかというのは、コストとも比べ合わせて、技術革新の高いほうに選択したものがこの中にあるのかどうか、教えていただきたいというふうに思います。

それでいずれにしても、もう大規模工事は、これから工事にかかって10年間使うわけですから、それと同じ着地になるということで、一応、事務局としては見込んでいるわけで、それ以上の延命はないということで、私も10年経つと死んでしまうので、その後のことは分かりませんが、10年後にまだこの稼働できるようだったら、修繕しながらやっていくという、こういう計画はペけになったのですけれども、まだ全然使えるような状況だったら、こうやってお金使ってやっていくものですから、その後の延命というもあり得る可能性が、大規模工事も含めてですけれども、出てくるのかなというふうに若干思うのですが、どうなのでしょう。

それから、先ほどいろいろ労務価格だとか、そういうものも国の基準に合わせたと言われました。単年度でこれ決着するわけですから、それぞれ公契約この組合でもやっていますよね。それで、年度途中でちゃんとそれが支払われているかどうか。今、円高、関税問題も含めて、もう建設業者の間では、なかなか厳しい。人も集まらないし、厳しい派遣労働の人たちも含めて回していかなければ駄目だということで、間、間で抜き取りで、ちゃんとその法定価格の給与が支払われているかどうかをチェックしなければ、公契約の中身は実際のところ生かされないというふうに思うので、どういった1年間でそのチェックの体制を決めているのか。半年とか3カ月に一回ずつ、給与の実態と、それから現場の人たちに直接聞くなんてことも含めて、公契約履行の立場で、組合としてはやられるのかどうか、教えていただきたいというふうに思います。

それから、工事のやり方なのですが、先ほどの同じ業者がやっているから、うまく連携しながら全体には工事を止めずにやるのですか。ある程度、粗大や危険物を止めてやる部分もあるのかもしれませんが、1年間という短期間の間にやるわけですから、どういった工事の推進をやっていくのか。市民に対して危険物粗大ごみの中止やあるいは別の場所で保管するなんてことも発生するのか。このバーの辺りはもうどうやったって、その期間は工事中は止めなければいけないかなというふうに思うのですが、その点はどうなのでしょう。教えていただきたいというふうに思います。

それから出来高払いなのか、最終で払うのか、どういうふうですかね。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） 最初の随意契約がいつかというところの御質問ですけれども、非常に答えづらいところでごさいます、随意契約がお諮りしたのが先ほど答弁申しました、7年の3

月21日。工事の施工伺いというのは、4月1日に行わせていただきまして、見積もり徴収の伺いを4月3日にさせていただいております。そこで見積もりの日にちが令和7年4月18日という形になっておりまして、それを受けて仮契約ということで、7年の4月21日に仮契約をさせていただいております。そして本日議決をいただければ、本日付で本契約を交わしたいと思っております。

あと次は、各事業の設計価格と入札価格の差というところの御質問だと思います。少し時間、長くなりますけれども、よろしく願いいたします。(1)につきましては、予算額が先ほど申しました1,626万7,000円。契約金額、予算額設計額でございます。契約金額が1,605万3,400円、差額がマイナスの21万3,600円ということになります。2番目のところでございます。予算額設計額が811万3,000円、契約金額が802万100円。9万2,900円のマイナスという形になります。3番につきましては、1,502万円、契約金額が1,481万8,100円、20万1,900円のマイナス。(4) 予算額が2,102万1,000円、契約金額が2,071万3,000円、マイナスの30万8,000円。(5) 予算額2,286万9,000円、契約金額2,252万5,800円、マイナスの34万3,200円。(6) 予算設計額が1,956万8,000円、契約金額1,931万1,600円、マイナスの25万6,400円。(7) 予算額設計額が8,620万円、契約額が8,500万6,900円、マイナスの119万3,100円となります。(8) 予算額設計額が844万4,000円、契約金額830万600円、マイナスの14万3,400円。最後になりますが(9) でございます。予算額が885万7,000円、契約額が875万500円、マイナスの10万6,500円。トータルといたしまして、予算額設計額が2億635万9,000円に対し、契約額が2億350万円、マイナスの285万9,000円。落札率が98.6%となります。

あとは、機械の技術革新のところを御質問いただきました。今回の工事でも更新工事ということで、特段大きなその技術革新を取り入れた工事というものはございません。

今の施設を何年使ったかという御質問でございます。これも番号で申し上げます。(1)が前回、平成17年度に一度、改修工事をさせていただいております。(2)の可燃ごみの投入扉につきましては、平成7年度の竣工以来、初めての工事となります。平成7年度なので29年ぐらい使っていますかね。

○1番(山口春美) 引き算はできないので。

○業務課長(芝田啓二) 20年ぐらいです。これ2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、全て平成7年の竣工以来、初めてさせていただくものでございます。

あと次に公契約の御質問をいただいております。公契約につきましては、当組合は愛知県の建設部監修の土木工事標準仕様書等に基づき、請負業者への指導を行っております。そういったことから、今回のところで、公契約条例等も含めて、導入する考えはございません。

あと、工事のやり方の御質問をいただきました。工事のやり方につきましては、基本的にクリーンセンター衣浦には焼却炉が2炉ございます。基本的には1炉ずつで運転しておりますので、停止中の炉について、改修を進めていくということになります。共通部分でどうしても炉を止め

ないといけないところがありますので、2炉とも停止する期間に、改修工事を進めるということになります。年間の炉の運転計画が既に立っておりますので、この運転計画に沿って2炉の改修工事を進めていきたいと思っております。もう少し具体的にお話をすると、2炉とも停止する際は、事前にごみピットの量を減らして、停止中はごみピット内に全部、埋めるという形で実施をしていくということで、市民の皆様にはご迷惑がかからないように、工事を進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

あと出来高があるのかないのかというところ、最後御質問いただきました。出来高ということで部分払いが5回までできるという形になっております。以上でございます。

○議長（荒川義孝） ほかに。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 分かりました。大体20年経ってみえて、そんな支障なくやって、火事的时候はまだ別のコンベアだったので、ここは一切、変わってないということで、もしかしたらうまくいけば20年先。だから安城と着地するときは、そのとき時代が変わっているので、私の死んだ後、どうなるか分からない。ごみを出さないようになるのかも。取りあえず、この部分については20年使えるということが言えますよね、大事に使っていけば。公契約は、何、高浜市がやっていないからやっていないの。碧南市はやっているのだけれども、間、間にピックアップして、現場の労働者や、特に派遣の人たちに対して、派遣の人は派遣の人でカウントされているのですか。正規でカウントされているのか、労賃が。そこは実際になっているのかどうかというのは、きちんとチェックしてもらわないと、公契約は生きないので。やらないと言われました。今。そんなことがあったの。いや、ないの、衣浦衛生組合。ない。そんなのいけないよ。そんな碧南市は遵守すると言ったではないですか。碧南市はやっていますよ、公契約。きちんと末端までチェックしているかどうかは別物だけれども、一応制度としてはやっているの、特にこういう仕事は、派遣労働の方や厳しい労働に携わっている方がおみえになるので、ぜひ公契約も意識しながらチェックしていただきたいと思います。ですので、制度がないなら早急を作るべきだしというふうに思います。

それから、大規模と違うのは焼却炉と関連していないから、危険物と粗大は別物だと言われたけれども、危険も粗大も2炉ずつあるわけではないでしょう。1炉でしょう、これ。1炉でそれぞれがこの流し先を燃えるものがあるときは炉のほうに流すのだけれども、そうではないときは粗大のほうに行ったり、インゴットにしたりというふうに、1台ですよ、危険物も粗大も。そのやつを動かすのでしょう。リフォームするのだから、止まるときが出てくるのではないのか。最終的に全部、炉に流すわけではないでしょう、危険物なんかは。あらかじめこっちで選別するために、今コンベヤやら何やら付けていくわけであるから。一切、市民は通常どおり出していて、仮置き場も作らずに、工事が1年間で完了するというふうに見ていいのですかね。

最後の支払いのところについて分からなかった。どのぐらいの部分支払いをやっていくのか、何カ月ごと。出来高払いを毎月ごとということですかね。確認したいと思います、取りあえず。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） まず改修したものが20年もつかというのは、そこまで期待ができませんかなとも思います。10年メーカー保証等々の部分が該当かなとは思っております。

あと、先ほど安城市さんとの合併まで使えるかということもありましたけれども、ちょっと厳しいだろうなというふうな認識ではおります。

あと、不燃物のところですが、当然、議員申し上げましたとおり、焼却炉のほうは2炉ございます。不燃物のほうは1個でございますので、燃やすものについては先ほど私の答弁のとおりでございます。不燃物につきましては、やはり工事をするときには一時的に止めないといけないという場面は出てまいりますけれども、市民の皆様にはなるべくご迷惑がかからないようにというふうには心がけて、工事を進めてまいりたいと思っております。

あと部分払いのところでございますけれども、部分払いにつきましては、先ほど答弁申しましたが、5回以内ということで、業者さんのほうはどういった形で請求をされてくるかというところもございまして、こちらにつきましては、衣浦衛生組合契約規則に、契約金額が1億5,000万円を超える場合は5回ということがありますので、5回という形で契約書のほうには掲載をさせていただきたいと思っております。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 最後の入札までの間に、15日間で精査をされて、現場の方、含めて。大変な仕事をされてみえるなということは思うのですけれども、15日間で予定価格と実際の随意契約の価格とを精査し、しかも新しい技術はほとんど入らず、現況を変えるだけということでやられた。あんまり深くは審査できなかったかなと、15日丸々かけているわけではないものねというふうに思うのですが、そこには専門家は入っているのですか。もうあなたたちの力量で全部そのチェックはできるぐらいの力量をお持ちですかね。

あと、大規模工事については、川と浸水地域だということで、いろいろクレームかけているのですが、これは国も関与しないし、国庫補助金も入らないし、単独事業なので全く現況を直すだけということで、そういう浸水や自然環境の問題というのはなかったんですか。国は一切、通さずにやるから。あなたたち、もうこれ大丈夫と思ってゴーするわけでしょう、行けということで。あなたたちの認識はこの地域でも不燃ごみや危険ごみは10年間は取りあえずはやるということに決めたんだから、そういうあんまり意識してないということで確認していいですよ。いいですよ、よろしく願います。お答えください。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） 最後の部分だけお答えをさせていただきます。今回、先ほど議員申し上げたとおり、国の交付金はいただきませんので、単独事業という形になりますので、国等に云々かんぬんということはありません。

あと、水害のところございましたけれども、矢作川のハザードエリアというところで、1,000年に一度あるかないかというところの色塗りがされておりますけれども、こちらについては、ハードでの対応ではなく、ソフトでの対応ということで、国のほうからもお話をいただいておりますので、そういった対応になろうかと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（荒川義孝） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川義孝） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田議員。

○8番（倉田利奈） 今の答弁をお聞きしますと、結局、契約金額は予定価格より285万9,000円しか下がっていないわけですね。285万9,000円しか下がっていないのですけれども、はっきりお答えにならなかったから、よく分からなかったのですけれども、これはまた総合的に私が判断するには、人件費や諸経費については、物価本等でそれなりに市の職員が設計したと。しかし、機材とかそういうものについては、プラントメーカーからの参考見積もりをもとに、予定価格を作った。ということは、プラントメーカーからの金額そのものを載せていて、ほとんど契約金額も下がっていないということなのですよね。普通、皆さんの電気器具とか買うとき、扇風機とかエアコンとか買うときでも、いわゆるメーカー希望価格、そのまま買うことはほとんどないですよ。やはりそこはしっかり交渉するなりなんなりすべきですし、私は、これ専門家に聞いたのですけれども、神鋼環境ソリューションだけではなく、他の企業も入ってできる工事があるとお聞きしました。調査しました。本当に日にち短くて、もっとしっかり調査したかったのですけれども、そういったことをお聞きしております。そうやっていくと、やはりこれ、丸ごと神鋼環境ソリューション1社に随意契約をぽんと投げてしまったと。それは職員は楽です。しかし、やはり市民の税金を使う上では、そういったことではなくて、いかに皆さんの税金を有効的に使うか。そしてこの施設を安全安心に、皆さんが安心してごみを捨てられる、焼却していただくのかというところが大事だと思います。ですので、とてもではありませんが、今回この随意契約、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、当てはまるものもあると思いますけれども、私は全て当てはまると思いませんので、こういった私は随意契約を安易にしまうということには、すごく問題があると考えておりますし、やはりこれ工事を分ければ随意契約じゃなくていいものもあります。ですから、私はやはり適正な価格、そして税金をなるべく最小の経費で最大の効果を

上げるような形とは、今回の答弁では到底思えませんでしたので、賛成することはできません。

そして今回2億というお金が動くわけですので、やはりもっと皆さん、慎重審議していただきたいと思います。以上をもって反対討論とさせていただきます。

○議長（荒川義孝） 続いて、賛成討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川義孝） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決をいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川義孝） 挙手多数であります。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（荒川義孝） 続きまして、日程第8 報告第1号 損害賠償に係る専決処分についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（荒川義孝） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました報告第1号 損害賠償に係る専決処分について御報告申し上げます。これは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、事故に係る和解及び損害賠償の額について専決処分したため、同条第2項の規定により、下記のとおり報告をするというものでございます。

1、損害賠償の額は物損事故11万円であります。2、事故の内容でございますが、（1）発生日時は令和7年4月15日午後2時45分頃。（2）発生場所は碧南市広見町1丁目1番地一クリーンセンター衣浦灰搬出室。（3）発生状況でございますが、上記発生場所において、組合職員が焼却灰を、相手方車両10トンダンプへ積載する作業中、積載した灰をならすためクレーンで灰を押ししたところ、クレーンが傾き、ダンプ荷箱後方部の天蓋ストッパーに接触したというものでございます。3、相手方の損傷の程度でございますが、荷箱後方部のあおり及び天蓋ストッパーの変形でございます。4、和解の内容は、相手方車両は停車中であり、荷役作業中の事故であるため、荷主の組合側に責任があることから、破損箇所修理費用の全額を、衣浦衛生組合が負担することで合意したというものであります。

なお、損害賠償額は全国市長会で加入しております全国市町村市民総合賠償補償保険により、全額補填されることを確認しております。5、専決年月日は令和7年4月21日でございます。

以上で、報告第1号 損害賠償に係る専決処分について、御説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（荒川義孝） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田議員。

○8番（倉田利奈） この説明だけではよく分からないのですけれども、組合職員が焼却灰を相手方車両へ積載する作業中、積載した灰をならすため、クレーンで灰を押したのですよね。これは委託業者がやっているのではないのですかね。これは委託内容に入っていないのですか。職員がやっているのですか、これは。職員が灰を押したと書いてあるのですけれども、10トンダンプを職員が。焼却灰を積載する作業、職員が直接やっているのですか、ここで。これ委託料が入っているのですけれども、委託業者がやっているのではないですか。そうなれば、委託業者の、これいわゆる過失になると思うのですけれども、その辺りの御説明を教えてくださいたいのですけれども、本当に職員がやったのですか。職員がやったのであれば、会計年度任用職員なのか正規職員なのか、どなたがこれ、やられたのですか。すごく私、違和感があって、これよく分からないのですけど、御説明、詳しくお願いしたいと思います。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） まず灰出し作業という、こういった作業でございまして、トラックをピットの横につけていただきまして、灰をトラックに積み替えるというところで、こちらの作業につきましても、委託業者ではなくて、職員がやっております。

先ほどのところは、きつとごみクレーン運転業務委託というところで、民間に出しているところありますけれども、それは焼却炉のごみクレーンというところになりますので、よろしく願いいたします。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 8番 倉田議員。

○8番（倉田利奈） 現業職員がいらっしゃるってことですか、ここに。私はてっきりそんな職員が今みえないと思っていたのですけれども、現業の職員が直営でここにいらっしゃって、その方のミスということですかね。私は施設の管理運営業務委託料の中にこれは入っていると思ったのですけれども、現業職員がいて、その方が10トントラックを何、クレーンの作業ですか。クレーンのそういう現業職員がみえるのですか。それは例えば予算書のどこに載っている人数に入るのですかね。これよく分からないのですけれども、教えてもらっていいでしょうか。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） この灰出し作業をやる人間は職員でございまして。灰出し作業だけではなくて、受付の業務も含めてやっていただいております。委託ではございませんので、人件費は清掃総務費のほうに計上させていただいております。

○議長（荒川義孝） ほかに。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 双方はお一人でずっと何時間かやってみえて、今回、双方の運転手さんも乗ったまま1人で10トントラックの運転席に座ったまま、乗せてもらうのを待っている状態で、その衝撃があったのかなかったのか、けがはなかったようにも思われるのですが、でも安全のためにこの単独でそれぞれがやっていて、事故あったときには少し怖いなという感じもするのですが、確認ですが、何人で作業してみえて、10トントラックはそんな頻繁に何日置きに来るのか知らないけれども、10トントラック、ばあっと入ると、そこに満タンにしてもらうまで、運転席でこうやって待っているのか、下に降りて危ないよとか言ったりするのか、そういうふうに複数の目でやれば、安全性もいくらか担保できると思うのだけれども、どんな作業方法でしているのか。これによって、作業方法を見直して、再発防止なんかを考えて、運転手はただ乗っているのではないと。積み込んでもらうやつをきちんと見ておりなさいというふうにしたのか、再発防止の方法は何か提案されてみえるのでしょうかね。保険に一応入っていたというけれども、施設内であってそういう事故なので、警察なんかは当然入らないし、公道ではないから。お互いの話し合いによって11万円ということで、これは請求書ももらってみえるのだね。きちんと修繕のための。ぴったり修繕費以降のものはないということで、修繕費用の領収書ももらい、それと交換して和解したということでもいいのですか、明確に。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） まずもってクレーンとダンプの何人いたというところでございます。基本的にはクレーンを操作するのがお一人、トラック乗っている方もお一人というところなんです。今回の事故につきましては、トラックをピットの横につけて、ドライバーは運転席に座っておりました。その中でクレーンを、ならず作業のときに傾いて引っ掛けてしまったというところでございます。

安全確認というところは、基本的にはクレーン作業のところでは、クレーンを操縦する者の職員のほうが、全体的な責任を負うということになってまいります。

今回の事故を受けまして、マニュアルのほうは改定をさせていただきました。安全に十分配慮するよということ、今後進めていきたいと思っております。

あと、何回ぐらい灰出し作業があるかという御質問がありました。基本的には1炉運転ですと、1週間に8回程度の作業になります。1日均せば、1回から2回あるかというところになりますので、しょっちゅうこの作業をやっているという状況ではございません。

以上でございます。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（荒川義孝） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 委託業者とそれから組合の職員ということで立場は違うけれども、お互いに安全確認のためにこの運転者は乗っているだけ、乗っていたって何の仕事もないではないですか。だから、積むときに危ないなとか、高低差があるの、クレーンとの間に。高いところからやって、クレーンがひっくり返ってもいけないし、高低差はあるのかね。そういう今の安全確認と再発防止じゃ、少し不十分なように思うのだけれども、徹底したそういう、再び事故が起こって生死に関わったりけがをしたりすることのないように、今回は不幸中の幸いだよね、何もけがしてないから。と思うのですけれども、こういうことはやはり危険性の発露になるので、やはりきちんと安全確認しないといけないのだけれども、ちょっと気をつけなさいぐらいの文章では、いけないのではないの。運転手はきちんと外に出て、自分の車、守らないといけないので、ぶつかるのであったら、ぶつかると言えばいいのではないの、それは。それいろはのことだと思うけれども。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） 御心配いただきありがとうございます。先ほど言った職員と委託業者という御発言がございましたけれども、これにつきまして議案書にも書いてあります相手方ということで、大和興業さんという方で、トラックの運送会社さんのドライバーになりますので、委託業者さんという形にはなるのですけれども、民間の会社さんの車という形になりますので、併せてそこで、車から外に出ていて云々と言っても、私、作業も確認をしておりますけれども、ドライバーさんがいるから見ているから云々という状況ではないですね。

以上でございます。

○議長（荒川義孝） ほかに。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（荒川義孝） 先ほど質疑されませんでしたか。

○8番（倉田利奈） していましたけれども、3回は。

○議長（荒川義孝） 8番、倉田議員。

○8番（倉田利奈） 今のご答弁聞いていて思ったのですけれども、大和興業さんが委託業者ではないとおっしゃったのですけれども、よく分からないのですけれども、どういうことなのでしょうかとこのを確認したいのと、あと再発防止策をされたということなのですけれども、具体的にどういう再発防止策だったのか、詳しく教えていただきたいと思います。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（荒川義孝） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） 私は先ほど議案にないところの業者名を言ってしまいましたけれども、委託業者ということで、灰の運搬業務委託をしておる会社でございます。

あと見直しにつきましては、こちらにあります。灰クレーンの安全確認手順という形でやらせていただいております。主立ったところ御説明申し上げますと、始業前の点検の実施、灰作業場のシャッターを開けたりトラックを誘導する、積み込み作業の安全確認、終了後のマニュアル等の記載等々ですね。あと、バケットの清掃だとか、そういったところ。そういったところまで徹底して、安全を確認していきましょうというところになっています。以上でございます。

○議長（荒川義孝） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川義孝） 他に質疑もないようですので、これにて報告を終わります。

○議長（荒川義孝） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（小池友妃子） 議長、管理者。

○議長（荒川義孝） 管理者。

○管理者（小池友妃子） 皆様、大変お疲れさまでございました。本日、私どもから御提案をさせていただきました案件につきまして、慎重に御審議をいただき、議案のとおり御決定を賜りまして誠にありがとうございます。

今後も安全を第一に努めてまいりますので、何卒御指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。御礼の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（荒川義孝） 以上で、今期定例会の付議事件は全て終了いたしました。

よって、令和7年第2回衣浦衛生組合議会定例会は、これにて閉会いたします。

慎重審議、誠にありがとうございました。

（午後0時6分閉会）

以上は、令和7年5月30日に行われた令和7年第2回衣浦衛生組合議会定例会の会議録であります。

令和7年 5月30日

臨時議長 山口春美

議長 荒川義孝

議員 大竹敦子

議員 神谷直子